

道路使用許可申請書

警察署長 殿

平成 年 月 日

住所 市 町 丁目 番号

申請者 氏名 株式会社 代表取締役 兵庫 太郎 印

電話 - -

道路使用の目的	道路舗装工事		
場所又は区間	市 町 丁目 番号から 市 町 丁目 番号まで		
期 間	平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで		
方法又は形態	シールド工法による下水管敷設 交通誘導員を配置して実施する		
添付書類	見取図、略図		
現場	住所	市 町 丁目 番号 現場事務所 市 町 丁目 番号	
	責任者 氏名	神戸 次郎	電話 会社 - - 携帯 - -
第 号 道路使用許可証			
上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
平成 年 月 日			
警察署長 印			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

申請書は2部提出してください。

道路使用許可申請書の記載要領

年 月 日	警察署へ申請書を提出する日を記入してください。	
警 察 署 長 名	当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署名を記入してください。 その場所を管轄するのが高速道路交通警察隊である場合は、「警察署長」を二重線で消し、「高速道路交通警察隊長」と記入してください。 なお、2以上の警察署長の管轄する場所にまたがって工事又は作業を行う場合は、主たる工事又は作業を行う場所を管轄する警察署長へ申請してください。	
申 請 者	申請者が法人・団体の場合は、会社等の名称、代表者氏名、所在地を記入してください。	
	(例) 法 人	市 町 丁 目 番 号 株式会社 社印 代表取締役 兵庫太郎 印 ----- 法人が申請者となる場合は、押印を省略することはできません。 印鑑は、法人として通常使用している印鑑を押印して下さい。
道路使用の目的	工事、作業内容等を具体的に記入してください。 【例】 道路整備工事、 線街路築造工事、電柱設置工事 ガス管（水道管・雨水管・電話線）地下埋設工事 マンホール作業、ゴンドラ作業、足場、仮囲い等	
場 所 又 は 区 間	実際に使用する道路の場所や区間の番地を正確に記入してください。	
期 間	実際に道路を使用する必要最小限度の期間を記入してください。 道路を使用する行為の内容によって、許可できる期間や時間等が異なりますので、詳細については申請する警察署に行為内容がわかる資料等をお持ちの上、事前にご確認ください。	
方法又は形態	工事等の方法等について記入してください。 この欄に記入できない場合は、「別添道路使用計画書のとおり」等と記入し、添付書類中に記入することも可能です。	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事等の現場位置図（周辺道路状況図） ・工事等場所及びその周辺の「見取図」 ・工事等の範囲を明示した「見取図」及び「道路断面図」 ・道路工事等の方法、形態を具体的に説明する資料 ・「交通量調査結果」を記載した書面 ・設置しようとする工作物の設計書及び図面 など <p>見取図・断面図等の書類には、道路全体の幅員と道路を使用する幅員及び残余幅員について、それぞれ記入してください。</p>	
現 場 責 任 者	現場責任者とは、現場全体を管理・把握できる立場にある者を指します。 住所・電話番号は、現場責任者が現実に所在する本社・支社等の所在地、電話番号及び緊急の場合に確実に連絡が取れる連絡先（携帯番号等）を記入してください。	
道路使用許可証	警察署において記載しますので、記入しないでください。	
県 収 入 証 紙	兵庫県収入証紙（2,000円）を、1部（2部提出するうちの一方）に貼付し、窓口に提出してください。	

申請内容の訂正には、申請時の印鑑（法人の場合は社印・代表者印のいずれか）が必要となります。また、申請内容によっては、必要な書面の提出をお願いする場合があります。